

議 事 録

第 36 回 定 例 総 会

令和2年7月9日

太田市農業委員会第36回定例総会議事録

開会日時 令和2年7月9日(木) 午後2時
閉会日時 令和2年7月9日(木) 午後2時40分
開催場所 太田市役所 新田庁舎 特別会議室(2階)

出席委員 (22人)

1 藤澤 武則	2 丸山 忠	3 木暮 昌弘	4 中村 博正
5 遠坂 修一	6 藤生 博	7 吉田 清和	8 牛久保 榮治
9 小林 良孝	10 糸井 敏幸	11 岡田 貴男	12 塚越 寶
13 山田 清作	14 高柳 章	15 石原 孝志	16 新井 章夫
17 清水 由紀江	18 武内 満	19 藤本 富久	20 茂木 利子
21 片亀 昌子	22 中村 薫		

欠席委員
(0人)

出席職員 (7人) 鈴木局長 北村次長 林次長補佐 長谷川係長代理 青木主任
松井主事 大崎主事

会議に付した事項

議案第1号	農地法関係許可取消願について	(会長)
議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請について	(会長)
議案第3号	農地法第4条の規定による許可申請について	(会長)
議案第4号	農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について	(会長)
議案第5号	農地法第5条の規定による許可申請について	(会長)

報告事項

報告第1号	太田市農業委員会会長専決規程第3条による報告について
報告第2号	農地法第4条第1項第8号の規定による専決処分について
報告第3号	農地法第5条第1項第7号の規定による専決処分について
報告第4号	農地法第18条第6項の規定による通知書について
報告第5号	農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について

協議事項

農業委員会事務の実施状況等の公表について

1 開 会 午後2時

2 開会宣言 ただいまから第36回農業委員会定例総会を開会いたします。

3 会期の決定

議 長 それでは、定足数について事務局よりお願いします。

事 務 局 本日の定足数につきましては、全員の出席をいただいております。過半数以上の出席がありますので、本日の定例総会は成立することをご報告申し上げます。

議 長 会期について議題といたします。
お諮りいたします。
会期は、本日一日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)
議 長 ご異議なしと認めます。
よって、会期は本日一日限りと決定いたします。

4 議事録署名人及び書記の選任

議 長 次に、議事録署名委員及び書記の選任について、議題といたします。
議事録署名委員及び書記について、議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)
議 長 それでは、8番 牛久保榮治委員 と 9番 小林良孝委員 の二人
にお願いいたします。

また、書記につきましては事務局の大崎主事を指名いたします。
議事に入る前に議案書の訂正等がありましたら報告願います。
事 務 局 議事に先立ちまして、議案書の訂正が1か所ございますので、よろしく
お願いいたします。
議案書7ページ、議案第3号の1番、2番の備考欄になります。こちらは備考で「6ヶ月」と入っている箇所がございますが、両方とも「7ヶ月」に訂正となりますので、よろしく
お願いいたします。
訂正につきましては、以上となります。

5 議事顛末

- 議 長 それでは、これより議事に入ります。
議案第1号 農地法関係許可取消願が会長宛てにあったので、審議を求めます。
提出件数は1件です。
事務局より、提案をお願いいたします。
- 事 務 局 提出件数1件について、朗読し詳細に説明する。

1番 吉沢町の土地 1,393 m² 外3筆 計4,576 m²について、太陽光発電用地として許可を得たが、日照条件を再検討した結果、配置計画が変更となり、使用しない土地が生じたため、使用しない1筆について許可を取り消すものです。以上、提案させていただきます。
ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
- 議 長 事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いします。
番号1番について、第2地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 1番委員 議案第1号、1番について、当地区協議会で確認調査書等に基づき調査した結果は、農地性が確認でき、取消相当と意見決定しました。
再度ご審議のほどお願いいたします。
- 議 長 ただいま、第2地区協議会より、番号1番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
- 委 員 なし。
- 議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号1番を取消とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議 長 全員賛成でありますので、番号1番を取消とすることに決定いたします。
- 議 長 続きまして、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請が会長宛てにあったので、審議を求めます。提出件数は16件です。

事務局より、提案をお願いします。

事務局

提出件数 16 件について、朗読し詳細に説明する。

1 番 東金井町の土地 畑 260 m²、農地を譲り受け、経営規模を拡大したい。

2 番から 4 番については譲受人が同一でありますので、一括して説明いたします。原宿町の土地 畑 147 m² 外 5 筆 計 1,541 m²、農地を譲り受け、経営規模を拡大したい。

5 番及び 6 番については譲受人が同一でありますので、一括して説明いたします。東今泉町の土地 田 991 m² 他 1 筆 計 3,359 m²、農地を譲り受け、経営規模を拡大したい。

7 番 東今泉町の土地 田 1,674 m²、農地を譲り受け、経営規模を拡大したい。

8 番 吉沢町の土地 畑 357 m² 外 1 筆 計 991 m²、申請地を借り受け、ゴルフ場で販売する作物を栽培したい。

9 番 新田市野井町の土地 畑 1,064 m²、肥育牛育成のための牧草栽培地として取得したい。

10 番 新田萩町の土地 畑 446 m² 外 3 筆 計 4,411 m²、肥育牛育成のための牧草地として取得したい。

11 番及び 12 番については譲受人が同一でありますので、一括して説明いたします。新田上江田町の土地 畑 1,124 m² 外 2 筆 計 3,260 m²、農地を譲り受け、経営規模を拡大したい。

13 番 新田上中町の土地 畑 991 m²、区分地上権を設定し、営農型太陽光発電施設を設置したい。

14 番 新田小金町の土地 畑 445 m²、耕地拡張のため、申請地を取得したい。

15 番 山之神町の土地 畑 49 m²、共有物分割訴訟の判決により、農地を取得したい。

16 番 大原町の土地 畑 1,738 m² 外 8 筆 計 14,587 m²、農地を譲り受け、農業に精進したい。

1 番から 12 番、14 番から 16 番につきましては、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。また、13 番の営農型太陽光発電施設設置に伴う区分地上権設定につきましては、農地法第 3 条第 2 項ただし書に該当するため、同項各号の要件を満たす必要がありませんので、問題ないと考えます。以上、提案

させていただきます。処分の決定をお願いいたします。

議長 事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いします。
番号1番から8番について、第2地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

13番委員 1番について報告します。
自宅の隣接農地を取得し、経営規模を拡大しようとするものです。申請者は農業用機械を所有し、担い手も確保されておりますので、許可相当と意見決定しました。
再度のご審議をお願いいたします。以上です。

1番委員 続いて、2番から4番については譲受人が同一人であり、また、5番から7番は同じ地区、さらに、8番は吉沢ゆりの里関連の申請です。いずれも、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、周辺農地への支障はなく問題はないものと判断し、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると意見決定しました。
以上、2番から8番まで、再度ご審議のほどお願いいたします。

議長 ただいま、第2地区協議会より、番号1番から8番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。
委員 なし。
議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号1番から8番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号1番から8番を許可とすることに決定いたします。

議長 続いて、番号9番から12番について、第5地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
番号13番の区分地上権の設定については、権利が設定される農地及び周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがなく、かつ、当該農地における賃借人等の権利者の同意を得ていると認められる場合に限り許可するものとされております。
なお、営農条件に支障を生ずるおそれ及び権利者の同意については、

3条許可と同時に申請された5条許可の判断の際に確認することになっておりますので、説明を省略し、5条許可の際に併せて審議するものいたします。

- 2番委員 番号9番から12番について報告します。
当地区協議会で確認調査書に基づき調査した結果は、現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく問題ないものと判断し、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たしていると意見決定しました。
再度ご審議のほど、よろしく申し上げます。
- 議長 ただいま、第5地区協議会より、番号9番から12番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。
委員 なし。
議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号9番から12番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議長 全員賛成でありますので、番号9番から12番を許可とすることに決定いたします。
- 議長 続いて、番号14番について、第6地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
なお、第5地区協議会にも関連がありますので、併せて報告願います。
- 6番委員 番号14番から16番について、第6地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、周辺農地への支障はなく問題ないものと判断し、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると意見決定しました。
再度ご審議のほど、よろしく申し上げます。
- 2番委員 引き続き番号14番について、現地確認調査書に基づき調査した結果は、現地確認したところ、農地のため特に問題ないため、許可相当と意見決定しました。以上です。
- 議長 ただいま、第6地区協議会及び第5地区協議会より、番号14番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。
委員 なし。

- 議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号 14 番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議 長 全員賛成でありますので、番号 14 番を承認とすることに決定いたします。
- 議 長 続いて、番号 15 番と 16 番について、第 6 地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 17 番委員 15 番と 16 番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、周辺農地への支障もなく問題ないため、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると意見決定いたしました。
15 番、16 番、再度ご審議のほどよろしくお願いいたします。
- 議 長 ただいま、第 6 地区協議会より、番号 15 番と 16 番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。
- 委 員 なし。
- 議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号 15 番と 16 番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議 長 全員賛成でありますので、番号 15 番と 16 番を許可とすることに決定いたします。
- 議 長 続きまして、議案第 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請が会長宛てにあったので、審議を求めます。
提出件数は 7 件です。
事務局より、提案をお願いいたします。
- 事 務 局 提出件数 7 件について、朗読し詳細に説明する。
- 1 番及び 2 番は関連がありますので、一括して説明させていただきます。東今泉町の土地 4,248 m² 外 2 筆 計 8,199 m²、農地区分については、「今後長期にわたり農業上の利用を確保すべき農地の区域内の農地」の理由から、農用地区域内農地と判断されます。農用地区域内農地につきましては、原則転用不許可ですが、「一時的な利用に供される場

合」については例外規定があり、問題ないと考えます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。埋蔵文化財試掘調査のため一時転用するものです。

3番 新野町の土地 21 m²、農地区分については、「宅地化に達している区域に近接する農地の区域で概ね10ha未満にある農地」の理由から第二種農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。

給水管敷設のため一時転用するものです。

4番 安養寺町の土地 1,139 m²の内6 m² 外1筆 計149 m²、農地区分 第二種、農家住宅用地として敷地拡張するものです。

5番 新田村田町の土地 1,359 m²、農地区分 農用地、農地改良として一時転用するものです。

6番 新田村田町の土地 1,359 m²、農地区分 農用地、農地改良として一時転用するものです。

7番 新田上田中町の土地 386 m² 外1筆 計585 m²、農地区分 第二種、農家住宅用地として敷地拡張するものです。

以上、提案させていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いします。
番号1番と2番について、第2地区協議会の調査した意見結果を報告願ひます。

1番委員 1番と2番については、ともに埋蔵文化財試掘関係の一時転用ですが、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、周辺農地への支障もないため、許可相当と意見決定しました。
再度ご審議のほど、お願ひいたします。

議 長 ただいま、第2地区協議会より、番号1番と2番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委 員 なし。

議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号1番と2番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、番号1番と2番を許可とすることに決定い

たします。

議長 続いて、番号3番について、第3地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

18番委員 3番について、給水管敷設の一時転用、2か月間ですけれども、周辺農地への支障もないため、第3地区協議会において許可相当と決定いたしました。
再度のご審議をよろしく願います。

議長 ただいま、第3地区協議会より、番号3番について報告がありました
が、ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。
ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号3番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号3番を許可とすることに決定いたします。

議長 続いて、番号4番について、第4地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

14番委員 番号4番は、許可を得ずに農家住宅用地として使用していたため、始末書を提出して是正する案件です。地区協議会で許可基準チェックリストに基づき現地調査した結果、周辺農地への支障もないため、許可相当と意見決定しました。
再度ご審議のほど、よろしく願います。以上です。

議長 ただいま、第4地区協議会より、番号4番について報告がありました
が、ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。
ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号4番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号4番を許可とすることに決定いたします。

- 議 長 続いて、番号5番から7番について、第5地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 2番委員 番号5番から7番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、周辺農地への支障もないため、許可相当と意見決定しました。
再度ご審議のほど、よろしく願います。
- 議 長 ただいま、第5地区協議会より、番号5番から7番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。
- 委 員 なし。
- 議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号5番から7番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議 長 全員賛成でありますので、番号5番から7番を許可とすることに決定いたします。
- 議 長 続いて、議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請が会長宛てにあったので、審議を求めます。
提出件数は3件です。
事務局より、提案をお願いいたします。
- 事 務 局 提出件数3件について、朗読し詳細に説明する。
- 1番 新野町の土地 211 m²について、一般住宅用地として許可を得て使用していましたが、地目変更をしないまま取り壊してしまったため、所有権移転にあたり計画変更の手続きをするものです。
- 2番 新田中江田町の土地 460 m²について、一般住宅用地として許可を得て使用していましたが、地目変更をしないまま取り壊してしまったため、所有権移転にあたり計画変更の手続きをするものです。
- 3番 新田村田町の土地 356 m² 外1筆 計499 m²、一般住宅用地として許可を得ましたが、資金を捻出できなくなってしまったため、権利を承継するものです。
ご審議のほどよろしく願います。
- 議 長 事務局の提案が終わりましたので、番号1番について第3地区協議会

の調査した意見結果を報告願います。

18番委員 1番について、住宅用地として使用していましたが、地目変更をしないまま建物を取り壊してしまったため、所有権移転のため計画変更の手続をするものです。
当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、周辺農地への支障もないため、許可相当と意見決定いたしました。
再度のご審議をよろしく願います。

議長 ただいま、第3地区協議会より、番号1番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号1番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号1番を承認とすることに決定いたします。

議長 続いて、番号2番と3番について、第5地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

2番委員 番号2番、3番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、周辺農地への支障もないため、許可相当と意見決定しました。
再度ご審議のほどよろしく願います。

議長 ただいま、第5地区協議会より、番号2番と3番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号2番と3番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号2番と3番を許可とすることに決定いたします。

議長 続きまして、議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請が会長

宛てにあったので、審議を求めます。

提出件数は31件です。

事務局より提案をお願いいたします。

事務局

提出件数31件について、朗読し詳細に説明する。

1番 高林北町の土地 500 m²、農地区分については、「宅地化に達している区域に近接する農地の区域で概ね10ha未満にある農地」の理由から第二種農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。

一般住宅用地として転用するものです。

2番 沖野町の土地 47 m²、農地区分につきましては、「概ね10ha以上の規模の一団の区域内にある農地」の理由から第一種農地と判断されます。第一種農地は、原則転用不許可となりますが、「周辺に居住する者の業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、問題ないと考えます。

露天資材置場用地として転用するものです。

3番 中根町の土地 24 m²、農地区分は第一種農地です。第一種農地は原則転用不許可となりますが、「既存敷地の2分の1以内の敷地拡張」については例外規定があり、問題ないと考えます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。

農家住宅用地として敷地拡張するものです。

4番 由良町の土地 553 m² 外1筆 計820 m²、農地区分 第二種、露天駐車場用地として転用するものです。

5番 由良町の土地 292 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

6番 由良町の土地 264 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

7番 東金井町の土地 286 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として敷地拡張するものです。

8番 東金井町の土地 129 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

9番 龍舞町の土地 2,888 m²、農地区分 第二種、露天車両置場用地として転用するものです。

10番 龍舞町の土地 25 m² 外1筆 計279 m²、農地区分 第二種、

一般住宅用地として転用するものです。

11 番 龍舞町の土地 317 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

12 番及び15 番については譲受人が同一でありますので、一括して説明いたします。吉沢町の土地 456 m² 外5 筆 計2,432 m²、農地区分 第二種、太陽光発電設備用地として転用するものです。

16 番 成塚町の土地 1,031 m²の内0.1727 m²、農地区分については、「今後長期にわたり農業上の利用を確保すべき農地の区域内の農地」の理由から、農用地区域内農地と判断されます。農用地区域内農地につきましても、原則転用不許可ですが、「一時的な利用に供される場合」については例外規定があり、問題ないと考えます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。

営農型太陽光発電設置用地として一時転用するものです。

17 番 西長岡町の土地 499 m²、農地区分は第一種農地です。第一種農地は、原則転用不許可となりますが、「住宅で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、問題ないと考えます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。

一般住宅用地として転用するものです。

18 番 安養寺町の土地 443 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

19 番 新田木崎町の土地 502 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

20 番 新田中江田町の土地 500 m²、農地区分 第一種、一般住宅用地として転用するものです。

21 番 新田上田中町の土地 260 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

22 番 新田大町の土地 1,003 m²、農地区分 第一種、露天駐車場用地として転用するものです。

23 番 新田嘉祢町の土地 2,434 m²の内0.884 m²、農地区分 農用地、営農型太陽光発電設置用地として一時転用するものです。

24 番 新田上中町の土地 991 m²の内0.358 m²、農地区分 農用地、営農型太陽光発電設置用地として一時転用するものです。

25 番 山之神町の土地 706 m²、農地区分 第一種、工場用地として転用するものです。

26番 藪塚町の土地 491 m²、農地区分は「道路、下水道、その他広域的施設の整備状況からみて、第三種農地と同程度の整備状況に達することが見込まれる区域の農地、具体的には、太田市役所藪塚庁舎から概ね500m以内の区域の農地」の理由から第二種農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。

一般住宅用地として転用するものです。

27番 大原町の土地 926 m² 外1筆 計1,153 m²、農地区分 第二種、建売分譲住宅用地として転用するものです。

28番 大原町の土地 376 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

29番 大原町の土地 496 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

30番 大原町の土地 242 m²、農地区分 第一種、一般住宅用地として転用するものです。

31番 大久保町の土地 3,060 m²の内0.653 m² 外1筆 計0.798 m²、農地区分 農用地、営農型太陽光発電設置用地として一時転用するものです。

以上、提案させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議 長 事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いいたします。
番号1番から6番について、第1地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

4番委員 番号1番から6番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果の1番を私から報告いたします。

番号1番は、住宅地及び近々申請が出されると思われる田に囲まれており、周辺農地への支障もなく、許可相当と意見決定しました。

1番を再度ご審議のほど、よろしくお願いたします。以上です。

10番委員 2番と3番を報告します。

番号2と3について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、周辺農地への支障もないため許可相当と意見決定いたしました。

再度ご審議のほど、よろしくお願いたします。

- 12番委員 続きます、4番、5番、6番を報告させていただきます。
4番から6番について、当地区協議会で調査した結果、周辺農地への支障もないため、許可相当と意見決定をいたしました。
再度ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。以上です。
- 議長 ただいま、第1地区協議会より、番号1番から6番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。
- 委員 なし。
- 議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号1番から6番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議長 全員賛成でありますので、番号1番から6番を許可とすることに決定いたします。
- 議長 続いて、番号7番から15番について、第2地区協議会の調査した意見結果を報告願ひます。
- 13番委員 7番と8番を報告させていただきます。
周辺農地への影響がないので、許可相当と意見決定しました。
7番と8番、再度ご審議のほどよろしくお願ひします。
- 9番委員 続きます、9番から11番を報告します。
当地区協議会で記述チェックリストに基づき調査した結果は、周辺農地への支障もないため、許可相当と意見決定いたしました。
再度ご審議のほど、よろしくお願ひします。
- 1番委員 続いて、番号12番から15番について、いずれも譲受人が同一人で同一地区内での全て太陽光発電設備用地としての申請です。
当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、周辺農地への支障もないため、許可相当と意見決定しました。
再度ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。
- 議長 ただいま、第2地区協議会より、番号7番から15番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。
- 委員 なし。
- 議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号7番から15番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)

- 議 長 全員賛成でありますので、番号7番から15番を許可とすることに決定いたします。
- 議 長 続いて、番号16番と17番について、第3地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 3番委員 16番と17番について、第3地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告します。
まず、番号16番については、譲受人は営農型太陽光発電設備を設置していますが、3年の期限を迎え、更新の申請です。単収増減の見込みが80.8%になり、条件を満たしております。現地確認の結果、周辺農地への支障もなく問題ないので、許可相当と意見決定しました。
続いて、番号17番ですけれども、譲受人は現在、実家に住んでおり、申請地を親から借受け、自己の住宅を建築するものです。現地確認したところ、周辺農地には支障もないので、許可相当と意見決定しました。
16番、17番について、再度ご審議のほど、よろしく願います。
- 議 長 ただいま、第3地区協議会より、番号16番から17番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。
- 委員 なし。
- 議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号16番と17番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議 長 全員賛成でありますので、番号16番と17番を許可とすることに決定いたします。
- 議 長 続いて、番号18番について、第4地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 14番委員 番号18番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果、周辺農地への支障もないため、許可相当と意見決定しました。
再度ご審議のほど、よろしく願います。以上です。
- 議 長 ただいま、第4地区協議会より、番号18番について報告がありました。

- が、ご意見、ご質問等ございますか。
- 委員
議長
なし。
ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号 18 番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議長
全員賛成でありますので、番号 18 番を許可とすることに決定いたします。
- 議長
続いて、番号 19 番から 24 番について、第 5 地区協議会の調査した意見結果を報告願うわけですが、番号 24 番につきましては、議案第 2 号、番号 13 番の農地法第 3 条の区分地上権について併せて報告願います。
- 2 番 委員
番号 19 番から 24 番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、周辺農地への支障もないため許可相当と意見決定しました。
また、番号 24 番に関連する営農型太陽光設置に伴う区分地上権設定の議案第 2 号、番号 13 番についても許可相当と意見決定しました。
再度ご審議のほど、よろしく願います。
- 議長
ただいま、第 5 地区協議会より、番号 19 番から 24 番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。
- 委員
議長
なし。
ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号 19 番から 24 番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議長
全員賛成でありますので、番号 19 番から 24 番を許可とすることに決定いたします。
- 議長
続いて、番号 25 番から 31 番について、第 6 地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 6 番 委員
番号 25 番と 26 番について報告します。
25 番と 26 番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、周辺農地への支障もないため許可相当と意見決定いたしました。
再度ご審議のほど、よろしく願います。

- 17番委員 27番から31番まで報告させていただきます。
27番は建売業者へ売買、28番は一般住宅、29番、30番は分家、31番は営農型太陽光の更新で、5件とも周辺農地への支障もないため、承認相当と意見決定いたしました。
25番から31番、再度ご審議のほどよろしく願いいたします。
- 議長 ただいま、第6地区協議会より、番号25番から31番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。
- 委員 なし。
- 議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号25番から31番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議長 全員賛成でありますので、番号25番から31番を許可とすることに決定いたします。
なお、3,000㎡を超える許可処分については、群馬県農業会議に意見聴取し、決定に変更がない場合、許可書の交付につきましては、太田市農業委員会会長専決規程により、改めて定例総会を開催せずに交付することといたします。また、事務の取扱いの結果については、来月の定例総会で報告することといたします。
- 議長 以上で審議は終了いたしました。次の報告第1号は先月農業会議に意見聴取した6月分の許可証の取扱いにかかわる太田市農業委員会会長専決規程第3条によるものでございます。
太田市農業委員会会長専決規程第2条により、下記のとおり、許可証交付の取扱いをいたしましたので、報告いたします。
- 議長 続いて、報告第2号から第5号について、事務局よりお願いいたします。
- 事務局 報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について、6件提出されております。
内訳につきましては記載のとおりです。
続きまして、報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について、23件提出されております。
内訳につきましては記載のとおりです。
続きまして、報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書に

ついて、提出件数は10件となっております。

内容につきましては記載のとおりです。

続きまして、報告第5号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について、提出件数は11件となっております。

内容につきましては記載のとおりです。

以上、報告させていただきます。

議 長 報告第2号から第5号につきまして、ご質問等ございますか。
委 員 なし。
議 長 質問等もないようですので、続いて、協議事項、農業委員会事務の実施状況等の公表についての決定を求めます。
事務局より提案をお願いします。

事 務 局 それでは、協議事項、農業委員会事務の実施状況等の公表についてご説明させていただきます。農業委員会は、事務の執行に当たっては、法令事務の的確な執行及び総会等での審議結果等を公表しなければなりません。

これに従い、太田市農業委員会におきましても令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画を策定し、公表する必要があるため、別紙資料のとおり（案）を作成しましたので、ご説明させていただきます。

初めに、令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）ですけれども、こういった紙が別紙で入っていたと思うんです。表題が点検・評価となっているもののほうからご説明させていただきます。

1枚めくっていただきまして、IIの担い手への農地の利用集積、集約化の2番、こちらの実績になりますけれども、昨年度は12haが新たに集積されました。次のページ、3番、新たに農業経営を営もうとする者の参入促進につきましては、昨年度は6経営体が参入いたしました。

もう1枚ページをめくっていただきまして、IVの遊休農地に関する措置に関する評価につきましては、農地パトロール等により、皆様のご指導等たくさんやっていただいた結果として、11haの遊休農地を解消することができました。次のページ、5番、違反転用への適正な対応につきましては、昨年度の違反転用面積は3.5haということでした。次に、6の農地法等によりその権限に属された事務に関する点検につきましては、昨年度の農地法第3条に基づく許可事務、農地転用に関する事務、農地所有適格法人からの報告への対応、情報提供等について、

件数及びその内容について記載をさせていただいております。
続きまして、もう1枚、つづりがあったと思うんですけども、こちらにつきまして、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について説明させていただきます。活動計画(案)をご覧ください。こちらページをめくっていただきまして、Ⅱの担い手への農地の利用集積、集約化につきましてですけども、今年度の目標として、新規集積面積を昨年度と同様の10haとさせていただきます。Ⅲ、新たな農業経営を営もうとする者の参入促進につきましては、今年度の参入目標を2経営体とさせていただきます。次のページ、Ⅳ、遊休農地に関する措置につきましては、解消面積を昨年度と同様10haとしております。Ⅴ、違反転用への適正な対応につきましては、是正指導や発生防止の取組を行い、違反転用の削減に努めてまいりたいと思います。
以上で農業委員会事務の実施状況等の公表についての説明を終わります。ご協議のほど、よろしくお願いいたします。

- | | | |
|---|---|--|
| 議 | 長 | ただいま、事務局より提案がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。 |
| 委 | 員 | なし。 |
| 議 | 長 | ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
事務局提案のとおり、農業委員会事務の実施状況等の公表について賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員) |
| 議 | 長 | 全員賛成でありますので、農業委員会事務の実施状況等の公表について原案のとおり決定いたします。 |
| 議 | 長 | 以上で第36回定例総会を終了します。
長時間にわたりご協力いただきまして、ありがとうございました。 |

閉 会 令和元年7月9日(木) 午後2時40分